

「日本円金利指標に関する検討委員会」運営要領

1. 背景

金融安定理事会（FSB）は、2014年7月に、「主要な金利指標の改革」と題する報告書を公表した。同報告書では、（1）既存の金利指標である銀行間金利（IBORs）の強化と、銀行のクレジット・リスク等を反映しない「リスク・フリー・レート」の特定を提言するとともに、（2）それぞれの金利指標を、金融商品や取引の性質を踏まえて利用していくことが望ましい旨を提言している。

（1）の提言に関して、わが国では、2017年7月に、全銀協 TIBOR 運営機関が TIBOR 改革を実現したほか、それに先立つ2016年12月に、「リスク・フリー・レートに関する勉強会」が、無担保コール・オーバーナイト物レートを、日本円の「リスク・フリー・レート」として特定している。今後は、（2）の提言の実現に向け、金融市場参加者や金利指標ユーザーが、金融商品や取引の性質を踏まえて、それぞれの円金利指標を適切に選択し利用していくための態勢整備を図ることが課題である。

この間、2021年末以降の LIBOR の存続に対する不透明感が高まっているもとで、日本円以外の主要通貨においても「リスク・フリー・レート」の特定や移行に向けた検討を本格化させている。また、LIBOR 等の金利指標の公表が恒久的に停止した場合に備えた「フォールバック」に関する検討も、デリバティブ取引を中心に進められている。主要通貨の金利指標をめぐるこうした内外の状況を踏まえつつ、わが国においても、金融商品や取引の性質に応じた「リスク・フリー・レート」の利用拡大等に向けた検討を進めていく必要がある。

2. 目的等

（1）本委員会では、日本円以外の通貨の金利指標に関する海外の検討動向にも目配りしつつ、金融市場参加者や金利指標ユーザーが、金融商品や取引の性質を踏まえて、円金利指標を適切に選択し利用するために必要な以下の検討を行う。なお、これらの検討には、LIBOR 等の既存の金利指標の公表が恒

久的に停止した場合に備えた契約の頑健性の確保に関する事項や、金利指標をLIBOR等から「リスク・フリー・レート」に移行する場合に利用が想定される「リスク・フリー・レート」にもとづく金利の期間構造（ターム物金利）の構築に関する事項を含むものとする。

- ① 円金利指標の適切な選択と利用に関する基本的な考え方の整理
- ② ①を踏まえた具体的課題とその対応策の整理
- ③ ①および②にもとづく円金利指標の利用を可能とする枠組みに移行するための計画の策定

(2) 本委員会は、(1)の検討に当たり必要と認める場合には、幅広い関係者からの意見を募集するため、市中協議を行う。

3. 構成・運営

(1) 本委員会は、円金利指標を利用する金融機関、機関投資家、事業法人等の幅広い金融市場参加者および金利指標ユーザーをメンバーとして構成する。

(2) 本委員会には、議長および副議長、または複数の共同議長を置く。議長（共同議長を含む。以下同じ。）および副議長は、メンバーの互選により選出する。

(3) 本委員会のオブザーバーは以下に掲げるものとし、これら以外のものをオブザーバーとする場合は、本委員会における承認を要するものとする。

- ① 全銀協 TIBOR 運営機関
- ② 国際スワップ・デリバティブズ協会
- ③ 金融法委員会
- ④ 東京金融取引所
- ⑤ 日本証券クリアリング機構
- ⑥ 全国銀行協会
- ⑦ 日本証券業協会
- ⑧ 金融庁
- ⑨ 日本銀行

- (4) 議長は、必要に応じ、関係者を本委員会に参加させ、または傍聴させることができる。
- (5) 本委員会の事務局は、日本銀行金融市場局市場企画課が務める。事務局は、議事次第の作成およびメンバーへの周知、会場の提供、議事要旨の作成等、本委員会の庶務を処理する。
- (6) 本委員会における検討事項の取りまとめは、意見の一致を原則とする。意見の一致による取りまとめが困難な事項については、議長および副議長が協議のうえ取りまとめ方法を決定する。この場合において、投票によることと決定した場合には、メンバーは1法人につき1票の投票権を有し、メンバー以外の参加者は投票権を有しないものとする。また、意見の一致以外の方法による取りまとめ事項がある場合には、その少数意見の概要を議事要旨において示すこととする。

4. 召集

本委員会は、議長が召集する。

5. サブグループおよびフォーラム

- (1) 本委員会は、その検討に当たり必要と認める場合には、検討すべき事項および運営要領を定めて、サブグループを設けることができる。サブグループを設けた場合、本委員会の議長および副議長は、サブグループにおける検討を傍聴することができる。
- (2) 本委員会は、本委員会の検討事項に関して、幅広い金融市場参加者および金利指標ユーザーの理解を助けるため、必要と認める場合には、フォーラムを開催することができる。フォーラムの運営に関して必要な事項は、開催の都度定めるものとする。

6. 公表等

本委員会は、原則として非公開とする。本委員会の議論の概要等は、事務局が議事要旨を作成し、本委員会メンバーの確認を経て公表する。本委員会の議事次第およびメンバー、オブザーバーその他の参加者も公表する。

7. 守秘義務等

本委員会およびサブグループのメンバー、オブザーバーその他の参加者は、本委員会およびサブグループにおける議論を通じて知ることができた非公開情報を漏らしてはならない。また、本委員会およびサブグループにおける議論を通じて知ることができた情報は、本委員会の目的を達成するためにのみ用いることとし、反競争的な目的や自己または第三者の利益を図るために用いてはならない。本委員会およびサブグループのメンバー、オブザーバーその他の参加者を退いた後も同様とする。

8. 独占禁止法等の遵守

本委員会およびサブグループのメンバー、オブザーバーその他の参加者は、その検討に当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）を含む、国内外の適用されうるすべての競争法を遵守するものとする。

9. その他

本委員会の運営に必要な事項で本要領に定めのない事項は、議長がこれを決定する。

以 上